

決議案第3号

長屋知里議員に対する議員辞職勧告決議

上記の議案について、地方自治法第112条及び東浦町議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和2年6月25日提出

提出者	東浦町議会議員	三浦雄二
	東浦町議会議員	間瀬宗則
	東浦町議会議員	秋葉富士子
賛成者	東浦町議会議員	米村佳代子
	東浦町議会議員	山田眞悟
	東浦町議会議員	田崎守人
	東浦町議会議員	水野久子

提案理由

長屋知里議員に対し、議員辞職勧告をする必要があるため、提案するものである。

長屋知里議員に対する辞職勧告決議

議員は、住民から選ばれ、その代表者として議会の構成員となるのであり、「選良」という言葉で呼ばれるように、人格・識見ともに優れた代表者であるべきである。

また、議員は、町民の信託を受けた町民の代表者であり、その役割及び責任を自覚するとともに、政治倫理を遵守しなければならない。

しかしながら、長屋知里議員は、議員間の平成 27 年の不貞関係によって東浦町議会の信用を大きく失墜させ、その行動は東浦町議会の品位と名誉を損なうものである。

よって、議会は、良識を持った議会運営を図るため、長屋知里議員に辞職を勧告する。

以上、決議する。

令和 2 年 6 月 25 日

東 浦 町 議 会